

「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）」（2010年6月7日）の一部訂正について

2010年7月27日

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会
部会長 佐藤 久夫

標記文書について、事実誤認の記載がありましたので下記のように訂正しました。あわせて他の2カ所についても訂正しました。

関係者の皆様にお詫びするとともに、今後このようなことが起きないように細心の注意を払って本部会の運営に当たってまいります。

記

1 障害者自立支援法の事業者指定に関する事実誤認記載の削除

「A-4 サービス体系・内容について 1) 介護給付について 1-5 指定基準」で、東京都が国の基準とは異なる厳しい基準で規制しているとの記述があり、事実誤認であるので削除する。

同様の記述が「A-10」にもあり、削除する。

2 障害者介護給付費等不服審査会についての意見での固有名詞の削除

「B-10 苦情解決と第三者評価の機能強化」の4番目の意見中「東京都においても」を「ある自治体においては」に変更する。記述の性格上固有名詞は不必要であり、固有名詞を使う場合には反論の機会を保障すべきであるから。

3 「精神障害者のための医療付きショートステイ」の要望の削除

「A-4 サービス体系・内容について 7) 短期入所」中、「医療的ケアもあるショートステイ増設が、知的障害者、精神障害者、重度心身障害者にとっては必要。」の「精神障害者」を削除する。事務的ミスで残ったもの。